

会議名 (審議会等名)	令和3年第5回小金井市農業委員会の会議		
事務局 (担当課)	農業委員会事務局		
開催日時	令和3年5月19日(水) 15:30~16:40		
開催場所	小金井市役所第二庁舎801会議室		
出席者	委員	岸野有次、高橋博、鴨下重雄、高橋正弘、阪本啓一、松嶋あおい、高橋金一、渡邊雅毅、大澤一浩	
	その他		
	事務局	高橋事務局長、山崎係長 江平主任	
欠席者	大久保勝盛、鴨下輝秋、高杉隆行、井寺喜香、大堀金義 (新型コロナウイルス感染拡大防止のため人数を減らしたの縮小開催)		
傍聴の可否	可・不可・一部不可	傍聴者数	0人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由	個人情報保護による		
会議次第	別紙のとおり		
提出資料	別紙のとおり		
その他	別紙のとおり		

1 開 会

2 会長挨拶

3 会期の決定

議 長	会期は本日一日とさせていただきます。
-----	--------------------

4 会議録署名委員の指名

議 長	会議録の署名委員を指名します。 〔11番〕渡邊雅毅委員、〔13番〕大澤一浩委員をお願いします。
-----	--

5 議案の審議

(1) 第1号議案

- ① 農地法第3条について  
(今回はありません。)

(2) 第2号議案 農地法第4条、第5条に基づく転用届出について

- ① 農地法第4条について

議 長	農地法第4条の農地転用届出の専決処理について、事務局より説明をお願いします。  〔1件事務局説明〕
議 長	この件につきましてご意見、ご質問等ございますか。 無いようですので、次へ移ります。

- ② 農地法第5条について  
(今回はありません。)

(3) 第3号議案 その他の事項について

- ① 引き続き農業経営を行っている旨の証明について

議 長	引き続き農業経営を行っている旨の証明について、事務局より説明をお願いします。  〔事務局説明〕
議 長	事務局より説明が終わりましたので、事務局と地区担当委員より報

	告をお願いします。
事務局	報告いたします。農地は自宅周りとは少し離れたところにあります。カキやドウダン、ウメ、ハナミズキ等の植木を栽培しています。一部競りと近所の方に販売しています。肥培管理も良く、証明することに問題ありません。
委員	事務局の報告のとおりです。問題ありません。
議長	この件につきましてご意見ご質問ございませんか。 無いようですので、この件につきましてはご異議ございますか。
	〔「異議なし」との声あり〕
議長	異議なしと認め証明することといたします。 2件目について、事務局より説明をお願いします。
	〔事務局説明〕
議長	事務局より説明が終わりましたので、事務局と地区担当委員より報告をお願いします。
事務局	報告いたします。露地栽培でキュウリ、トマト、ナス等多品目の野菜を栽培しています。庭先で販売しているとのこと。綺麗に管理されており、証明することに問題ありません。
委員	事務局の報告のとおりです。問題ありません。
議長	この件につきましてご意見ご質問ございませんか。 無いようですので、この件につきましてはご異議ございますか。
	〔「異議なし」との声あり〕
議長	異議なしと認め証明することといたします。 3件目について、事務局より説明をお願いします。
	〔事務局説明〕
議長	事務局より説明が終わりましたので、事務局と地区担当委員より報告をお願いします。
事務局	報告いたします。農地は主に植木や竹が中心で、一部野菜を栽培し

	<p>ています。現在、売れずに生育過多となったもみじを別の植木に植え替えるため、もみじの伐採を始めていました。また、地下には竹の根が張っているため、今後処理していきたいとのことです。植木は販路がない状況ですが、アシタバ、ピーマン、ミニトマト等多品目の野菜を庭先販売しています。証明することに問題ありません。</p>
委員	<p>事務局の報告のとおりです。問題ありません。</p>
議長	<p>この件につきましてご意見ご質問ございませんか。 無いようですので、この件につきましてはご異議ございますか。</p> <p style="text-align: center;">〔「異議なし」との声あり〕</p>
議長	<p>異議なしと認め証明することといたします。</p>

② 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

議長	<p>相続税の納税猶予に関する適格者証明について事務局より説明をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">〔事務局説明〕</p>
議長	<p>事務局より説明が終わりましたので、事務局と地区担当委員より報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告いたします。農地は植木畑で自宅の南側に2か所と少し離れたところに1か所あります。カキ、モミジ、ウメの他、多種目の植木が植えられており、一部で苗木を生産しております。相続人は高齢ですが、造園業を営む親戚の協力のもと、肥培管理を行っており証明することに問題ありません。</p>
委員	<p>事務局の報告のとおりです。問題ありません。</p>
議長	<p>この件につきましてご意見ご質問ございませんか。 無いようですので、この件につきましてはご異議ございますか。</p> <p style="text-align: center;">〔「異議なし」との声あり〕</p>
議長	<p>異議なしと認め証明することといたします。</p>

③ 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について

議長	<p>生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について事務局</p>
----	---------------------------------------

	より説明をお願いします。
	〔事務局説明〕
議 長	事務局より説明が終わりましたので、事務局と地区担当委員より報告をお願いします。
事 務 局	<p>申出者の母の従事者についての証明です。91歳でお亡くなりになるまで農業に従事しておりました。</p> <p>今回の対象農地と東側に隣接している宅地化農地で盆栽を生産しており、西側に隣接した生産緑地では、ブルーベリーや野菜を生産され庭先販売しています。きちんと肥培管理されておりましたので証明することに問題ありません。</p>
委 員	事務局の報告のとおりです。問題ありません。
議 長	<p>この件につきましてご意見ご質問ございませんか。</p> <p>無いようですので、この件につきましてはご異議ございますか。</p>
	〔「異議なし」との声あり〕
議 長	<p>異議なしと認め証明することといたします。</p> <p>2件目について、事務局より説明をお願いします。</p>
	〔事務局説明〕
事 務 局	<p>申出者の母の従事者についての証明です。長男（申出者）が中心に、耕作を行っておりますが、87歳でお亡くなりになる前まで農地の見回りや仕込みの手伝い等されておりました。</p> <p>畑ではブルーベリー、ジャガイモ、トウモロコシ等を生産されており、生産された野菜はJAに出荷しています。畑もしっかりと管理されておりましたので証明することに問題ありません。</p>
委 員	事務局の報告のとおりです。問題ありません。
議 長	<p>この件につきましてご意見ご質問ございませんか。</p> <p>無いようですので、この件につきましてはご異議ございますか。</p>
	〔「異議なし」との声あり〕
議 長	異議なしと認め証明することといたします。

④ 生産緑地の取得の斡旋について

議 長	生産緑地の取得の斡旋について事務局より説明をお願いします。  〔事務局説明〕
議 長	事務局より説明が終わりました。この件について、ご質問等ございますか。 無いようですので、地区担当委員におかれましては、取得を希望する農家の方がいらしたら、次回の会議までに事務局へ連絡をお願いいたします。

⑤ 特定都市農地貸付について

⑥ 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の決定について

議 長	「特定都市農地貸付について」は、次の「都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の決定について」と関連がありますので、一括で審議いたします。事務局より説明をお願いします。
事 務 局	<p>都市農地の貸借の円滑化に関する法律等に基づく特定都市農地貸付けの要件としては、10アール未満の貸付けであること、相当数の者を対象として定型的な条件での貸付けであること、営利を目的としない栽培であること、貸付期間が5年を超えないこと、市民農園開設者が都市農地を適切に利用していないと認められる場合に市が協定を廃止する旨の条項等について記載した協定を、市民農園開設者、都市農地の所有者及び市の間で締結していること等があり、本申請に係る貸付規程及び協定書より、要件については満たしているものと考えます。</p> <p>また、承認にあたって現地調査で確認することは、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用を確保する見地からみて農地が適当な位置にあるかです。これは、該当地がまとまった農地を分断してしまうようなことがないかを確認することです。特段現地はそのような状態ではなく、問題ないと考えます。</p> <p>本件該当地は、スモモ、ウメ等が栽培されており、現在は、所有者が適宜管理を行っておりますので、承認することに問題はありません。</p> <p>次に都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の決定について、申請地は案内図のとおりで、「⑤特定都市農地貸付」と同じ農地の別区画となります。申請地は2,813㎡のうち543.36㎡で、今後「賃貸借」契約を締結し、貸借期間は、令和3年6月から4年10か月間を予定しています。申請者は、当該農地にトマト、ナス、キュウリ、ダイコン、ニンジン、キャベツ等の多品目野菜を地域の活動団体や福祉事業所等と連携しながら年間を通じて栽培し、栽培した野菜及びその加工品の5割以上を申請農地の別区画に設置する店</p>

	<p>舗等の市内で販売するとのことです。また、連携する団体とともに収穫体験や料理教室等を適宜開催し、市内外における都市住民の交流促進を行う予定です。</p> <p>都市農地貸借円滑化法においては、農地所有者は、1割以上従事することとなっていることから、年間40日以上農地の見回り、周辺からの苦情の相談の対応等を行うとのことです。</p> <p>申請者は、年間200日耕作する予定とのことですが、法人としての農業経営の経験はありません。しかし、農地所有者が法人の理事を担っており、本事業に常時従事することや、耕作に必要な農機具等も東京都及び農地所有者からの貸与により確保できているため、当該農地を借り受けた際は、適切に肥培管理されるものと思われま</p> <p>す。</p> <p>周辺との調和条件につきましても、農地所有者のこれまでの農業経験を基に、ご近所との対応もうまく調整しながら耕作されるものと思われま</p> <p>す。</p> <p>以上により、本事業計画を認定して問題ないものと考えております。</p> <p>なお、本該当地は、現在は農地所有者の管理のもと、スモモ、ウメ等が栽培されておりますが、セミナー農園等の整備と合わせて作付転換に向けた整備を行っていく予定です。</p>
議 長	<p>私も現場を見させていただきましたが、今回の事業は二つの法律を駆使した東京都初の企画となります。大いに進めていただきたいと思います。</p>
議 長	<p>この件につきましてご意見ご質問ございませんか。</p>
委 員	<p>賃貸借契約書の賃料の単位当たりの金額が10円となっているが、決まりがあるのでしょうか。</p>
事 務 局	<p>貸借の事業認定の要件等で周辺地域における農地の農業所の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないか、地域の実勢の借賃に比べて極端に高額な借賃でないかとの記載があります。</p> <p>農地法の中でも、あまりにも高額なものについては認めてはいけな</p> <p>いと決まっております、東京都内の平均単価があり、令和元年度の統計ですと1,000㎡あたり9,800円となっております。</p> <p>今回の賃料は1㎡あたり10円ですので、1,000㎡で10,000円となり東京都内の平均単価と変わらないため、問題ない内容と考えております。</p>
事 務 局	<p>補足として、賃料については細かい規定がありません。今回の事業は東京都のモデル事業でいろんな要素があり、あらゆる法律を駆使して造られております。</p> <p>市内でも生産緑地を民間企業が農地を借りて市民農園を開設したケ</p>

事務局	<p>一スがありますが、他市のケースでは、民間企業が開設し賃料を払っているケースがあると聞いています。それが、いくらなのかというと借りる側と貸す側との間の話になりますが一定程度上限があります。企業側としては賃料を払った上で採算が取れる事業計画をつくっています。</p> <p>無償で農地を貸す場合は、契約書に相続が発生したときの解除要件を盛り込むことが出来ますが、有償で貸す場合は、相続発生時に解除が出来ない場合があります。相続までの期間を貸したい場合は、無償で契約することがよろしいかと思えます。</p>
議長	<p>この件につきましてご意見ご質問ございませんか。 無いようですので、この件につきましてはご異議ございますか。</p> <p style="text-align: center;">〔「異議なし」との声あり〕</p>
議長	<p>異議なしと認め証明することといたします。</p>

## 6 報告事項

議長	<p>報告事項について事務局より説明をお願いします。</p> <p>〔(1)特定農地貸付における作業実績報告について〕</p>
事務局	<p>市が農地所有者から土地を貸借し開設しているみどり第2市民農園ですが、令和元年に宅地化農地から生産緑地に指定し、指定後1年を経過したことから市民農園における農地所有者の1割従事状況について報告がありました。所有者は、2月に亡くなられたため、亡くなられた後の農園の見回りや除草等は家族が従事しております。</p>
議長	<p>この件につきましてご意見ご質問ございませんか。 無いようでしたら次へ移ります。</p>

## 7 連絡事項

議長	<p>連絡事項について事務局より説明をお願いします。</p> <p>〔(1)農業振興連合会定例総代会の開催について（書面決議）〕 〔(2)立毛品評会の開催について〕</p>
議長	<p>ご質問等ございますか。</p>



	無いようでしたら次へ移ります。
--	-----------------

## 9 その他

議 長	その他について何かございますか。 無いようでしたら、これで令和3年第5回農業委員会の会議を終了させていただきます。
-----	--

## 令和3年第5回小金井市農業委員会の会議次第

日 時 令和3年5月19日(水)

午後3時30分 開会

場 所 小金井市役所第二庁舎801会議室

### 1 開 会

### 2 会長挨拶

### 3 会期の決定

### 4 会議録署名委員の指名

### 5 議案の審議

- |   |    |
|---|----|
| (1) 第1号議案 農地法に基づく許可申請について・・・・・・・・           | 0件 |
| (2) 第2号議案 農地法に基づく農地の転用届出について                |    |
| ① 農地法第4条について・・・・・・・・                        | 1件 |
| ② 農地法第5条について・・・・・・・・                        | 0件 |
| (3) 第3号議案 その他の事項について                        |    |
| ① 引き続き農業経営を行っている旨の証明について.....               | 3件 |
| ② 相続税の納税猶予に関する適格者証明について.....                | 1件 |
| ③ 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について               | 2件 |
| ④ 生産緑地の取得の斡旋について.....                       | 1件 |
| ⑤ 特定都市農地貸付について.....                         | 1件 |
| ⑥ 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の<br>決定について..... | 1件 |

### 6 報告事項

- (1) 特定農地貸付における作業実績報告について..... [資料 1]

### 7 連絡事項

- (1) 農業振興連合会定例総代会の開催について (書面決議)
- (2) 立毛品評会の開催について
- (3) 農政部会の開催について

8 その他

9 閉 会